

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 9 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 6 年野田
市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

中里地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された中里地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------	---

別表第 2 に次のように加える。

中里地区地区整備計画区域	流通地区 A	次に掲げる建築物以外の建築物 1 倉庫 2 工場（建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。） 3 前 2 号に掲げる建築物に附属するもの
	流通地区 B	

別表第 3 に次のように加える。

中里地区地区整備計画区域	流通地区 A	1 0 分の 2 0
	流通地区 B	

別表第 4 に次のように加える。

中里地区地区整備計画区域	流通地区 A	1 0 分の 6
	流通地区 B	

別表第 5 に次のように加える。

中里地区 地区整備 計画区域	流通地区 A	10,000 m ²
	流通地区 B	1,000 m ²

別表第6に次のように加える。

中里地区 地区整備 計画区域	流通地区 A	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設及び建築物に附属する門、塀その他これらに類するものを除く。 1 1号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、10 m以上とする。 2 2号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、5 m以上とする。
	流通地区 B	3 3号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、15 m以上とする。 4 4号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、10 m以上とする。 5 5号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、10 m以上とする。 6 6号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、5 m以上とする。 7 7号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、4 m以上とする。

別表第7に次のように加える。

中里地区 地区整備	流通地区 A	31 m
--------------	-----------	------

計画区域	流通地区	
	B	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。